

# 第1章

総

論

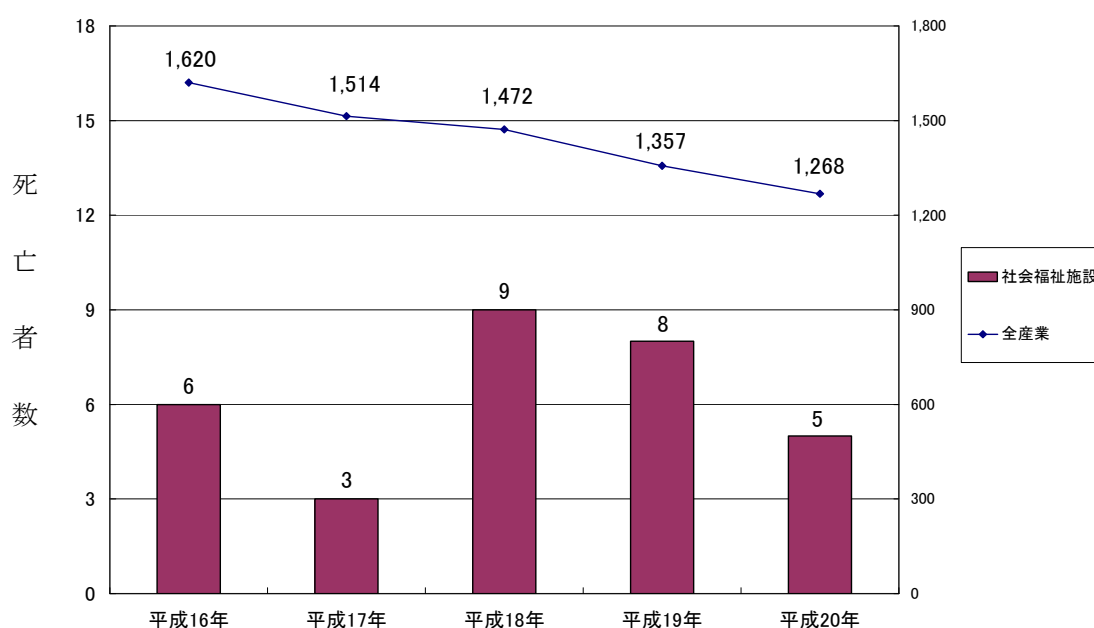


## 1 社会福祉施設における労働災害の発生状況

労働災害による死傷者数は、第三次産業の全産業に占める割合が年々増加傾向にあります。社会福祉施設においては、年々、増加している傾向が図 1-1-2 のグラフからも読み取れます。

特徴としては、図 1-1-3 の事故の型別で「動作の反動、無理な動作」「転倒」が6割を占める結果となっています。

(1) 死亡者数（平成 16～20 年）



(「死亡災害報告」からの統計)

図 1-1-1 死亡者数

表 1-1-1 社会福祉施設における災害事例

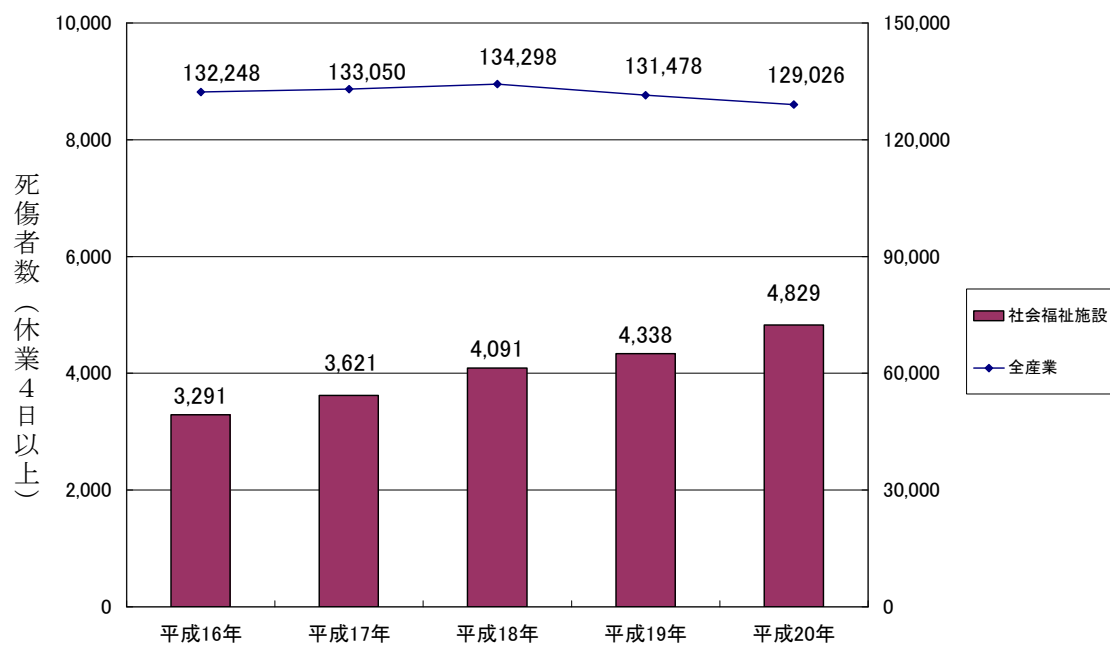
事業の種類	労働者数	休業日数	災害発生状況・原因	事故の型	起因物
介護	52	40	施設内浴場において、午前の機械浴介助に携わっていた際、ストレッチャーを移動しようとした時に、シャワーホースにつまずき、手を何処かにつこうとしたがつかまるところがなく、そのままひねるような格好で右ひざの内側を床に打ってしまい転倒、膝の靭帯を負傷した。	転倒	通路
保育	25	70	保育園内にて園児と遊んでいる時、思いっきりぶつかってきた園児を支えきれず床に転倒、その際に左手首を骨折した。腰を強打、無意識に両手で体を支えていたが、左手首のみ骨折。	転倒	その他の起因物

第1章 総論

介護	68	42	訪問介護先にて、トイレ介護中に利用者がバランスを崩し危険を感じ、トイレ内に備え付けの縦手すりと倒れかかった利用者との間に体を入れ保護した際に、左脇腹を手すりにぶつけ左下肋軟骨を骨折した。	激突	その他の起因物
介護	20	30	施設 1F リビングにて利用者の要望によりトイレに連れて行こうとした際に、他の利用者がこぼしたお茶に気付かず足を滑らせ転倒する。その後、足が痛いため通院した所、左足骨折。	転倒	通路
保育	39	22	保育園内の2階の教材庫にある紙を取りに行き、取って出る際、出入り口付近に置いてあった鉄製のタオルかけに右足の指（薬指）を強打し、骨折した。	激突	建築物、構築物
介護	110	60	リビングで利用者が床にこぼしてしまったジュースを拭いていた所、右手を利用者に踏まれ骨折した。（利用者は重度の認知症であった。）	激突され	その他の起因物
保育	28	30	倉庫から子供たちが使う遊具を隣接する遊戯室へ運び出す作業があり、一番重量のある滑り台を1人で運び出す際、段差に躓き、右足親指の上に落とししてしまい、中節骨折をしてしまった。	激突され	その他の仮設物、建築物、構築物等
障害福祉	240	30	工房（作業室）前園庭にて、自転車の洗車作業中、利用者が自転車を倒した為、支援員がそれを起こそうとした時、利用者が後部荷台を引っ張った。その際、車輪が動き出し、自転車を起こそうとしていた支援員の指がスポークに挟まり、右手指の靭帯を損傷した。	はさまれ、巻き込まれ	起因物なし
保育	45	14	給食室にて昼食の準備のため野菜切り包丁でキャベツの千切りの作業中、大きい春キャベツの上、葉が広がっていたため手で押さえづらく、包丁が滑ってしまい、キャベツを押さええていた左手の薬指の上部をえぐってしまった。	切れ、こすれ	手工具
老人介護	150	12	ホーム内 2F 食堂で味噌汁の入ったウォーマーを配膳室へ運ぶ際、車輪が巧く回らず倒してしまった。味噌汁の入った鍋をこぼさないように手で持った際、ウォーマーに入っていた熱湯が右足首にかかり火傷を負った。	高温・低温の物との接触	人力運搬機
介護	104	90	入所者の受診に付き添いで行った病院のレントゲン室で、撮影のため車椅子から椅子へ移る補助をしている時、入所者が力が入らなくなり、椅子に座っていられず、床へ落ちそうになったところを被災者が右肩と右腕で受け止め負傷。右肩鎖関節の脱臼と右肋骨にひびが入った。（看護師）	動作の反動、無理な動作	起因物なし
保育	48	60	園内 2F の0歳児保育室前の踊り場にて3歳女児が階段を降りて行こうとしたので制止しようとした際、そこに5歳男児が前方に出て来た為、避けようとして、右足を強くくじき右足の甲を骨折したもの。	動作の反動、無理な動作	その他の起因物
介護	12	7	訪問入浴中、訪問先の風呂場で排水確認を行った後、一段高くなっている出入り口に左足を乗せ、右足で踏み切ろうとした時、風呂場床に置いてあったスリッパに足を乗せたら、スリッパがすべり、右腰に全体重がかかり、捻るような形で腰を痛めた。	動作の反動、無理な動作	起因物なし
老人介護	107	60	デイサービス夏祭週間に「ねぶた」をテーマに利用者で製作した神輿をかつぎ、踊り等の行事を行っている最中、跳びはねて着地した際、右アキレス腱を負傷した。	動作の反動、無理な動作	起因物なし

介護	29	21	施設の2階にて介護業務中、和布団で寝ている利用者を車椅子に移動する移動介助を行う為、被災者が利用者の上半身を抱え、もう一人の介護員が下半身を抱えて利用者の体を持ち上げようとした際、腰に過度な負担がかかり負傷した。なお、負傷時は、和布団からの立位移乗のため、屈んでの作業となり、腰部に負担のかかる姿勢であった。	動作の反動、無理な動作	起 因 物 なし
介護	15	90	利用者宅において訪問介護業務中、ベッドにおいて利用者を上方移動する際に、通常の上方移動では自身の膝をついて行っていたが、当該利用者宅のスペースでは膝がつけず通常とは違う体勢により業務を行ったところ、体勢が十分ではなかった為に過重な負担がかかり左脛を負傷した。	動作の反動、無理な動作	起 因 物 なし
介護	20	90	利用者宅で入浴介助中、利用者が椅子に座ったままの状態を椅子を持ち上げた際に、右腰部痛があった。他に介助者が入れるスペースが浴室にはなかったため、一人で介助した。(看護師)	動作の反動、無理な動作	そ の 他 の 起 因 物
介護	55	21	事業所内で2階から1階に移動する際、担当していた利用者と階段上で軽く接触したはずみに、バランスを崩して7～8段転落し足を打撲した。	墜落、転落	階 段
老人介護	56	90	夜2時頃の巡回時、利用者がベッドより落ちそうになっていた為、左手をベッド・マットにつきのぞきこみ、声かけし、元に戻そうとした。夜であった為、驚き左腕をはらわれ、ベッド柵に頭を打ち前に倒れて、左肩を損傷した。	その他	そ の 他 の 起 因 物

(2) 社会福祉施設における休業4日以上の死傷者数 (平成16～20年)



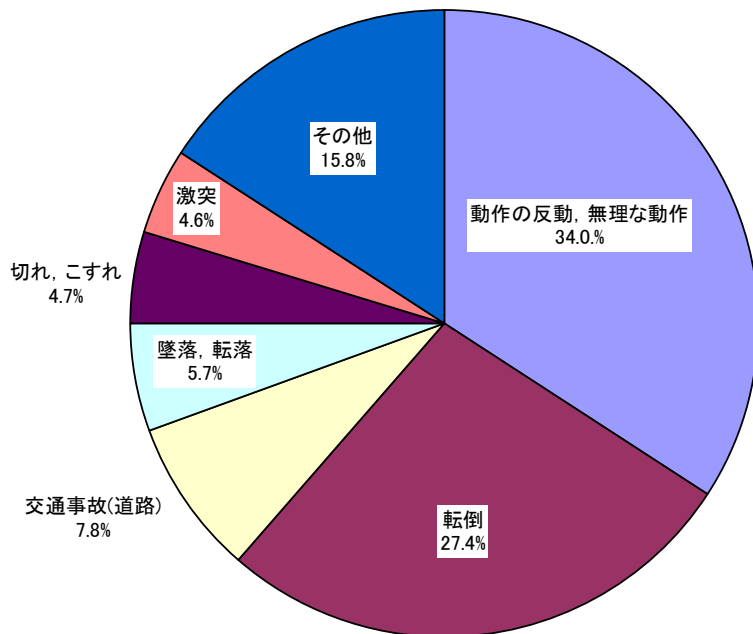
(「労働者死傷病報告」からの統計)

図 1-1-2 休業4日以上の死傷者数

【参考】 社会福祉施設の事業場数と従業者数 (「事業所・企業統計調査」から)  
 事業場数: 73,295(平成13年) → 110,670(平成18年) 51.0%増  
 従業者数: 1,336,550(平成13年) → 2,132,628(平成18年) 59.6%増

(3) 社会福祉施設における死傷災害発生状況（平成16～20年の平均）

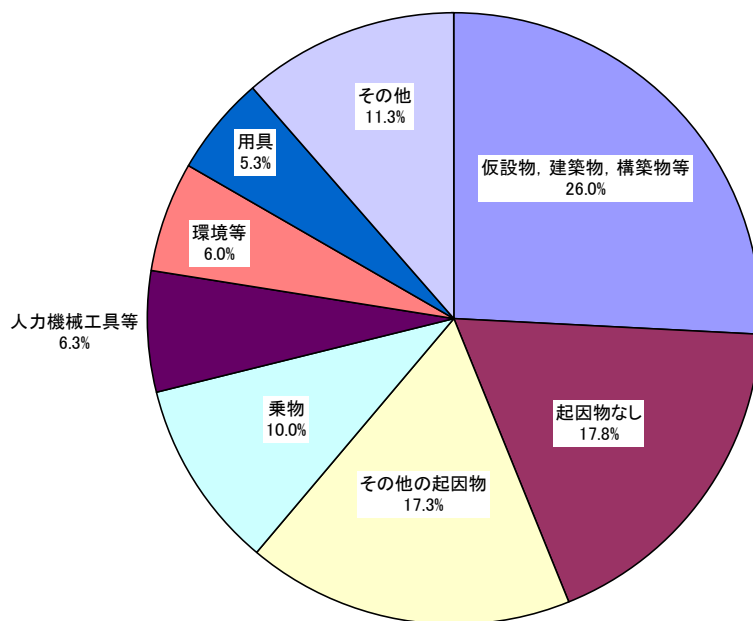
① 事故の型別



（「労働者死傷病報告」からの統計）

図 1-1-3 事故の型別の死傷災害発生状況

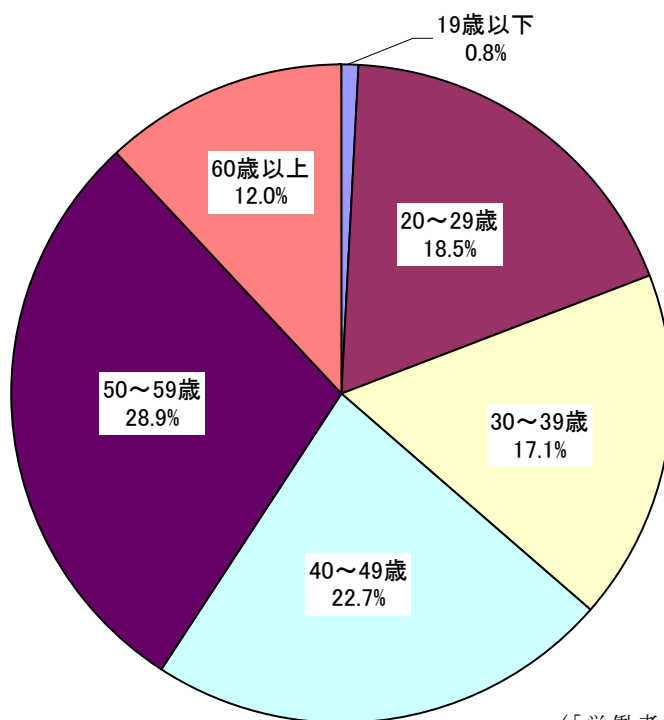
② 起因物別



（「労働者死傷病報告」からの統計）

図 1-1-4 起因物別の死傷災害発生状況

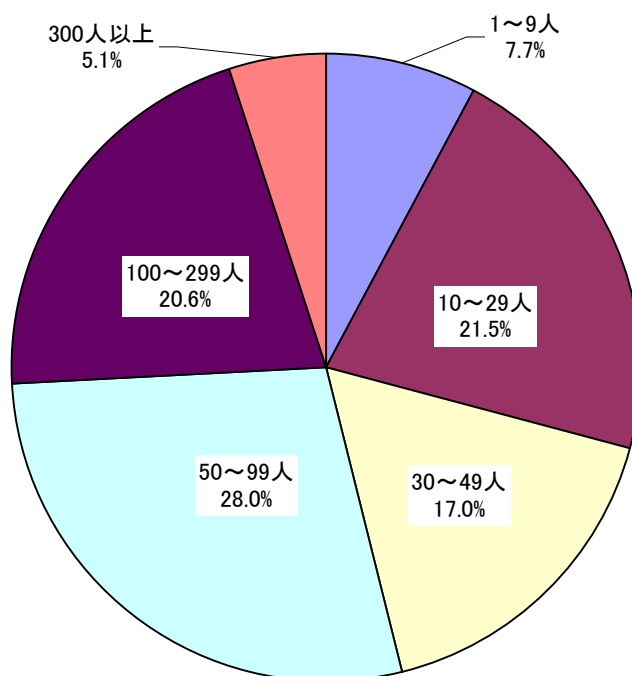
③年齢別



(「労働者死傷病報告」からの統計)

図 1-1-5 年齢別の死傷災害発生状況

④事業場規模別



(「労働者死傷病報告」からの統計)

図 1-1-6 事業場規模別の死傷災害発生状況

(4) 都道府県別の死傷災害発生状況 (平成16~20年)

表 1-1-2 都道府県別の死傷災害発生状況

(単位：人)

年 都道府県	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	計
北海道	160	138	196	204	207	905
青森	36	56	58	48	60	258
岩手	35	55	58	37	67	252
宮城	81	93	102	112	109	497
秋田	25	31	32	33	44	165
山形	40	44	51	76	58	269
福島	33	35	44	56	63	231
茨城	38	60	58	66	69	291
栃木	20	30	57	47	63	217
群馬	43	40	58	58	85	284
埼玉	114	113	135	145	172	679
千葉	111	136	168	152	236	803
東京	341	384	369	396	449	1,939
神奈川	241	265	291	328	345	1,470
新潟	57	81	91	101	88	418
富山	29	22	28	32	34	145
石川	28	27	37	45	43	180
福井	23	26	38	37	29	153
山梨	10	18	25	26	32	111
長野	60	84	90	87	96	417
岐阜	35	33	51	38	60	217
静岡	93	116	145	120	154	628
愛知	119	112	131	157	162	681
三重	36	51	59	84	82	312
滋賀	35	46	63	57	100	301
京都	125	147	151	141	140	704
大阪	299	293	313	337	398	1,640
兵庫	172	173	166	199	225	935
奈良	37	43	44	59	60	243
和歌山	55	54	44	59	70	282
鳥取	11	13	23	26	28	101
島根	40	32	60	44	44	220
岡山	39	46	56	64	65	270
広島	81	119	107	120	122	549
山口	38	39	39	45	51	212
徳島	18	22	28	23	32	123
香川	23	30	35	42	41	171
愛媛	26	38	48	59	50	221
高知	36	38	36	48	32	190
福岡	134	159	177	174	198	842
佐賀	23	30	24	27	33	137
長崎	57	51	62	58	76	304
熊本	61	44	56	74	44	279
大分	40	32	47	47	45	211
宮崎	38	45	34	37	49	203
鹿児島	79	65	79	96	81	400
沖縄	22	30	36	38	47	173

(「労働者死傷病報告」からの統計)



## (5) 腰痛の業務上疾病発生状況（平成16～20年）

表 1-1-3 腰痛の業務上疾病発生状況

	業務上疾病の総数		
	(単位:人)	うち腰痛(非災害性含む)	
		うち保健衛生業	
平成16年	7,609	4,431	777
平成17年	8,266	4,895	900
平成18年	8,369	4,920	963
平成19年	8,684	5,287	1,111
平成20年	8,874	5,556	1,245

（「業務上疾病発生状況等調査」からの統計）

（注）社会福祉施設は、保健衛生業の一つである

## 2 労働安全衛生法について

### (1) 安全衛生に関する法律

労働者の安全衛生に関する法律には、労働安全衛生法をはじめいくつかの法律があります。特に労働安全衛生法には、労働災害防止のために守らなければならない事項が規定されています。法律の施行に伴う具体的な事項については、政令や省令、告示等で示されています。

安全衛生に関する法体系図は次の図 1-2-1 のとおりです。

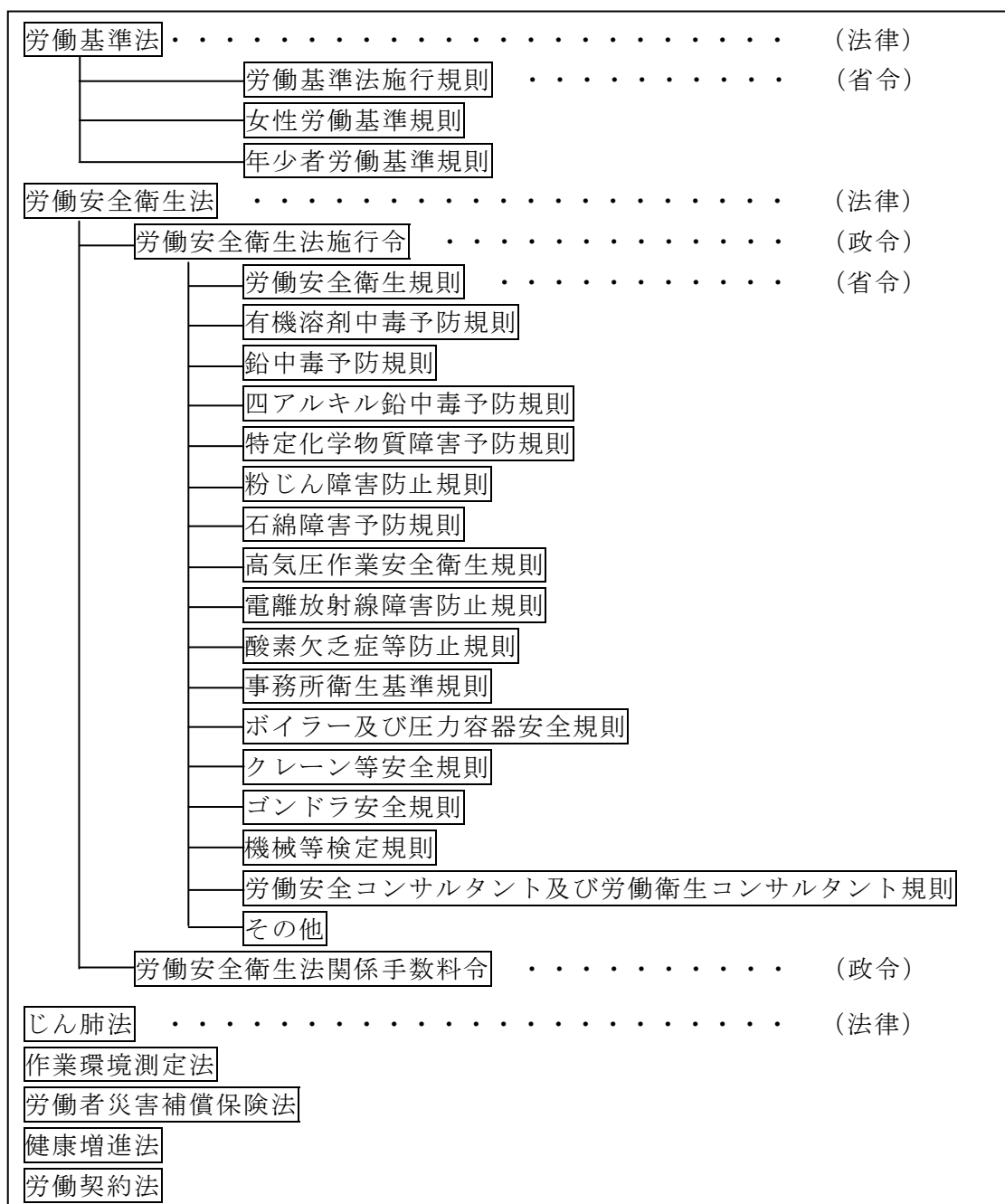


図 1-2-1 安全衛生に関する法体系図

- 法律：** 国会両院の議決で成立します。なお、法律案について参議院が衆議院と異なった議決をしたときは、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となります。法律は、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇がこれを公布します。
- 政令：** 憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する法令で、閣議によって決定し、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とし、天皇が公布します。
- 省令：** 各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する法令です。厚生労働大臣が定めるものを厚生労働省令といいます。省令は、主に「〇〇〇規則」という法令名となっています。
- 告示：** 公の機関が法令に基づいて指定、決定等の処分その他の事項を一般に公に知らせる行為又はその行為の形式の一種で、法令としての性格をもつこととなります。
- 通達：** 各大臣、各委員会及び各庁の長が、その所掌事務について、所管の諸機関や職員に示達する形式の一つで、執務上依拠しなければならない法令の解釈や運用方針等を内容としています。

## (2) 労働安全衛生法

労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策等については、労働基準法(昭和22年法律第49号)の中で定められていました。しかし、昭和30~40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に災害防止対策が即応できないこと等から、労働基準法の「安全及び衛生」の部分と労働災害防止団体等に関する法律の「労働災害防止計画」及び「特別規制」を統合したものを母体とし、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の充実強化を図るため、労働安全衛生法が制定されました(昭和47年法律第57号)。

この労働安全衛生法の目的は、第1条に示されていますが、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。

また、第3条には、事業者は単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならないとされています。

さらに、第4条には、労働者は労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないともされています。

### 3 事業場の安全衛生管理体制について

労働安全衛生法では、労働災害を防ぎ、事業者の自主的な安全衛生活動を確保するため、図 1-3-1 のような安全衛生管理体制を整備することが義務づけられています。

安全衛生管理体制は、事業場の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

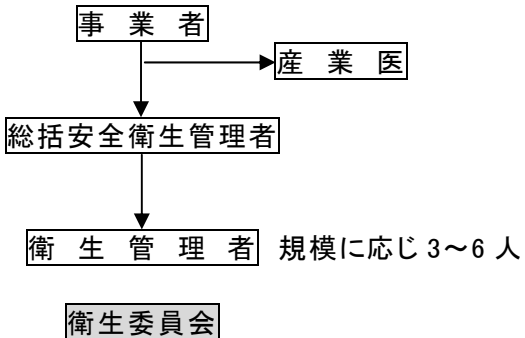
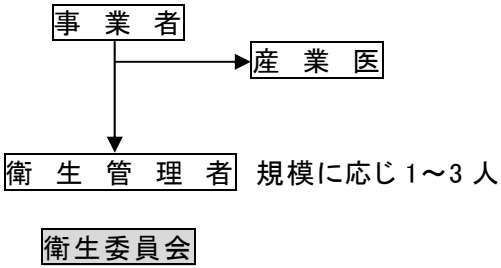
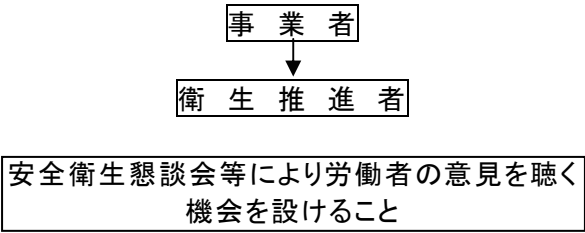

規模 (労働者数)	業種 社会福祉施設 (令2条3号の業種)
1,000人～	
50～999人	
10～49人	
1～9人	

図 1-3-1 事業場規模別安全衛生管理体制

**事業者：** 法人であれば当該法人、個人企業であれば事業経営者を指し、法人である会社自体が労働安全衛生法の定める措置を講じる責任を負わされます。

**総括安全衛生管理者：** 労働安全衛生法上、常時 1,000 人以上の労働者を使用する社会福祉施設の事業場で、事業全体の責任者から選任し、事業場全体の安全衛生管理を統括したり、衛生管理者を指揮する者です。

#### 総括安全衛生管理者の職務

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関する事
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事

**衛生管理者：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で選任が義務づけられています。選任する人数は、事業所規模別に定められており、50～200 人で 1 人、201 人～500 人で 2 人、501 人～1000 人で 3 人です。衛生管理者には、衛生管理者資格を有する等（第一、第二、衛生工学いずれでも可）一定の資格（労働安全衛生法第 12 条第 1 項、規則第 10 条）が必要です。衛生管理者は、総括安全衛生管理者又は事業者を補佐する者で、総括安全衛生管理者の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する者として位置づけられています。

#### 衛生管理者の職務

- ① 健康に異常のある者の発見及び処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦ 他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合における衛生に関し必要な措置
- ⑧ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

**産業医：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場で、資格者（医師で一定の研修修了者等）からの選任が義務づけられています。産業医は、労働者の健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹

立等労働者の健康管理を行うこととしています。

**産業医の職務**

- ① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事
- ② 作業環境の維持管理に関する事
- ③ 作業の管理に関する事
- ④ 労働者の健康管理に関する事
- ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関する事
- ⑥ 衛生教育に関する事
- ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事

**衛生推進者：** 労働安全衛生法上、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場で、一定の学歴及び実務経験等を有する者からの選任が義務づけられています。衛生推進者は、衛生管理者と同様の業務を担当する者として位置づけられています。

**衛生推進者の職務(衛生推進者にあつては、下記のうち衛生に係る業務に限る)**

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関する事
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事

**衛生委員会：** 労働安全衛生法上、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、危険防止の基本対策、健康障害防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聴く場として衛生委員会の設置が義務づけられています。

**衛生委員会の審議事項**

- ① 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事
- ② 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- ③ 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事
- ④ 衛生に関する規程の作成に関する事
- ⑤ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のう

ち、衛生に係るものに関すること

- ⑥ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- ⑦ 衛生教育の実施計画の作成に関すること
- ⑧ 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- ⑨ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
- ⑩ 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
- ⑪ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
- ⑫ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- ⑬ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること
- ⑭ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること

**関係労働者の意見聴取：** 労働安全衛生法上、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、衛生委員会の設置は義務づけられてませんが、関係労働者の意見を聴く機会を設けるようにしなければなりませんので、関係労働者を加えた形で安全衛生懇談会等を設けることをお勧めします。

**【参考】** 地域産業保健センターおよび都道府県産業保健推進センターの利用

・地域産業保健センター

労働者数 50 人未満の小規模事業場にあつては、経営基盤が脆弱であること等の理由により、事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することが困難な状況にあります。このため、小規模事業場の事業者およびそこで働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、地域産業保健センターが設けられています。

・都道府県産業保健推進センター

産業医、産業保健スタッフ等や地域産業保健センターが実際に活動するに当たって、これを円滑に実施できるようにするための専門的技術やノウハウについての相談、情報提供、研修等を行い、産業保健スタッフの機能が十分発揮できるよう支援を行うための中核的組織として、都道府県ごとに産業保健推進センターが設置されています。

## 4 労働災害の発生と企業の責任について

企業は、事業活動目的に従い従業員を雇用し、これを組織・管理してその目的に沿って統合して運営する法的な存在です。もし、みなさんの企業に死亡災害等が発生した場合には、企業としてどのような責任が発生するのでしょうか。次の図 1-4-1 を元にして説明します。



図 1-4-1 労働災害の発生と企業の責任

### (1) 刑事上の責任

労働安全衛生法では、事業者に対して労働災害防止の事前予防のための安全衛生管理措置を定め、これを罰則をもって遵守を義務づけています。労働災害の発生の有無を問わず、これを怠ると刑事責任が課せられます。

また、業務上労働者の生命、身体、健康に対する危険防止の注意業務を怠って、労働者を死傷させた場合、業務上過失致死傷罪（刑法第 211 条）に問われることとなります。



## (2) 民事上の責任

被災労働者又は遺族から労働災害で被った損害について、不法行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります。その請求により労災保険給付が行われた場合、事業者は労災保険給付の価額の限度で損害賠償の責任を免れます。

しかし、労災保険給付では精神的苦痛に対する慰謝料など損害の全てをカバーしているわけではありません。労災保険給付を超える損害に関しては、民事上の損害賠償の責任が問われます。

事業者が民事上の損害賠償の責任が問われる法的根拠として、最近は、「労働契約の付随義務として安全配慮義務を尽くして労働者を災害から守らなければならない債務不履行責任（民法第415条）」による損害賠償を認める裁判例が多く見られます。

## (3) 補償上の責任

労働者が労働災害を被った場合、被災労働者やその家族が生活に困らないように保護する必要があります。そこで、労働基準法及び労働者災害補償保険法によって使用者の無過失責任として、業務の遂行に内在する危険性が現実化して事故が発生した場合には、労働者の治療と生活補償を目的とする補償を使用者に義務づけています。

## (4) 行政上の責任

労働安全衛生法違反や労災発生の急迫した危険がある場合には、機械設備の使用停止や作業停止等の行政処分を受けることがありますし、取引先（他官庁）からの取引停止（指名停止）を受ける等の処分を受けることがあります。

## (5) 社会的な責任

(1) から (4) の責任を負った企業は、社会からの信頼性が低下することは明らかであり、また、労働災害による直接及び間接コスト（間接コストは、直接コストの4倍になると言われている。）により、企業としての基盤が危ぶまれることとなります。

## (6) 安全配慮義務とは

企業の安全配慮義務とは、「災害を起こす可能性」すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策（災害発生の結果の予防）を講ずるということがその内容として使用者の義務とされています。労働契約法第5条にこれが明記されており、さらに民法上の労働契約等に基づく使用者の債務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。

ただし、安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法定基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負

っています。すなわち、労働安全衛生法上の刑事責任を免れることと、民事上の損害賠償責任とは必ずしも一致するものではありません。

なお、使用者と労働者の関係を図 1-4-2 に示します。

判例（昭和 59 年 4 月 10 日最高裁 3 小判決、川義事件）

「雇傭契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払をその基本内容とする双務有償契約であるが、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具等を用いて労務の提供を行うものである。

使用者は、右の報酬支払義務にとどまらず、労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を労働者が使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務『安全配慮義務』を負っている。」

労働契約法 ～ 平成 20 年 3 月 1 日施行 ～

（労働者の安全への配慮）

第 5 条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

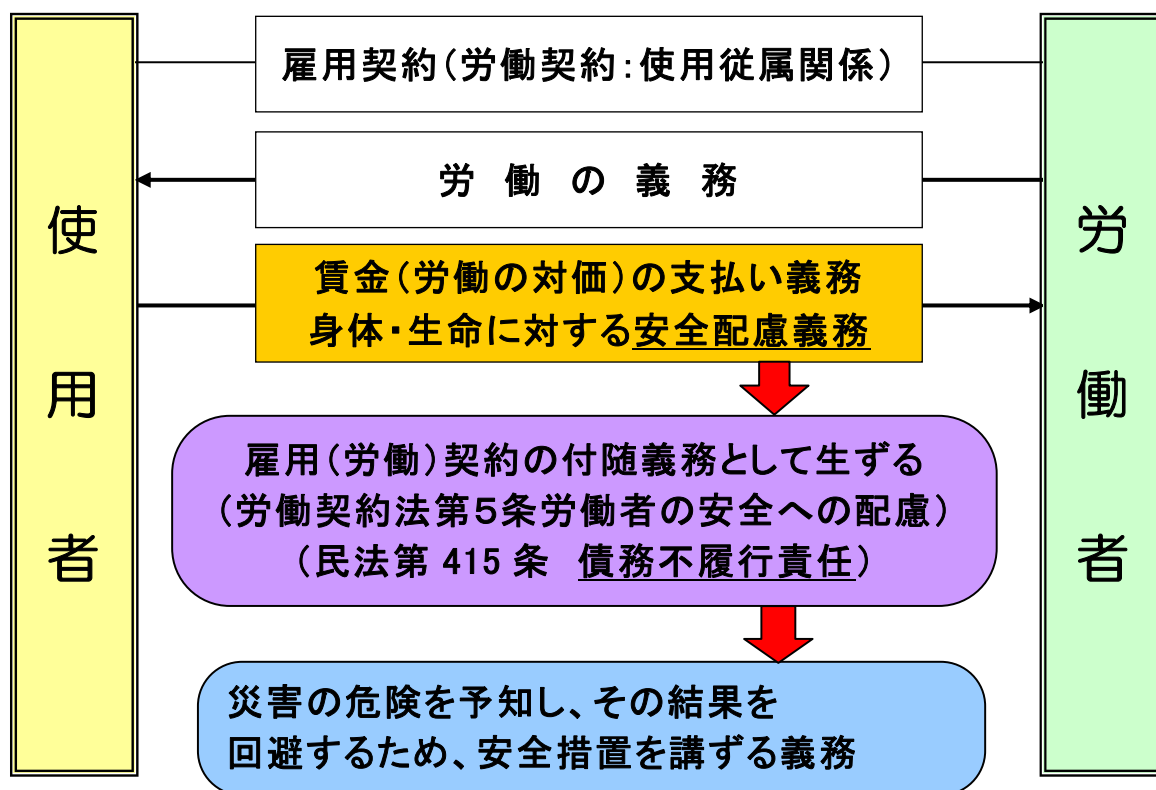


図 1-4-2 安全配慮義務

## 5 労働災害防止対策について

労働災害防止を図るためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、必要な対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

このため、厚生労働大臣は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、厚生労働大臣自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしています。この計画が、労働安全衛生法第2章に規定されている「労働災害防止計画」であり、昭和33年以来11次にわたり、5ヵ年計画として策定されてきました。今般、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする第11次労働災害防止計画が平成20年3月に公示されました。

### (1) 第11次労働災害防止計画のポイント

#### ① 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

#### ② 計画の目標

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して 20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して 15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

#### ③ 自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図るため、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場や特定の業種等における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成を行うとともに、業界団体による普及活動の支援等を行う。

事業場における担当者の養成、事業場の担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

#### ④ 労働災害多発業種対策

ア 卸売・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

イ 「危険性又は有害性等の調査等」について、中小規模事業場を重点とした専

門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

ウ 交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図るとともに、運転者教育の実施について必要な支援、援助等を行う。

エ 労働災害事例等の安全衛生情報の公開を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。

(2) 社会福祉施設に係る労働災害防止対策

第11次労働災害防止計画に基づく社会福祉施設に係る対策については、次のとおり厚生労働省労働基準局長からの通達が出されています。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 安全衛生管理体制の確立</li><li>② 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した介護作業に係る労働災害防止対策の徹底</li><li>③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底</li><li>④ 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底</li><li>⑤ 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底</li><li>⑥ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底</li></ul> |
|---|